

小川学長殿

2004年3月12日

黒川修司（横浜市立大学国際文化学部長）

先日の学部教授会で「定款」について以下の議論があつたことをお知らせ致します。

まず、手続き問題として、学長がこの重要な問題を評議会の審議事項とせず、報告事項のその他で扱つたことは遺憾である。

そもそも教員の人事を一手に司るとされている人事委員会の規定が、この定款にないこと自体がおかしい。

大学教員の意見を吸い上げる仕組みがこの定款には存在しない、上意下達システムである。教育研究審議機関の審議事項に教員人事が入っていないことは、国立大学の定款と比べても、問題が多い。

経営審議機関の審議事項に、学部・課程の設置・廃止など、教育研究に関わる重要な事項が入っていることは大きな問題である。

この定款は総体として大学自治の否定に繋がる内容である。